

# 第1 人事行政の運営の状況

## 1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況（平成25年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成25年度						平成24年度					
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	67	26	171	89	46	238	74	33	175	104	31	249
教 員	0	0	205	102	22	205	0	0	170	97	16	170
警 察 官	56	14	28	0	28	84	69	9	18	0	5	87
計	123	40	404	191	96	527	143	42	363	201	52	506

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です(以下同じ。)  
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です(以下同じ。)  
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます(以下同じ。)  
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

### (2) 職員の異動の状況（平成25年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		平成25年度		平成24年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	12	1	9	0
	次 長 級	36	5	39	4
	課 長 級	206	24	146	19
	課長補佐級	301	65	287	61
	係 長 級	416	172	376	158
	一般職員等	544	203	427	176
	計	1,515	470	1,284	418
教 員	校 長	76	13	55	6
	教 頭	125	20	96	24
	教 諭	618	326	632	320
	助教諭等	14	4	3	2
	計	833	363	786	352
警 察 官	警 視	42	0	51	0
	警 部	85	1	89	1
	警 部 補	142	5	108	3
	巡査部長	139	12	129	9
	巡 査 等	158	12	173	19
	計	566	30	550	32

### (3) 職員の退職の状況（平成25年度）

(単位:人)

区 分	平成25年度				平成24年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	57	108	17	182	72	88	0	160
勸奨退職	7	0	14	21	5	1	25	31
早期退職	37	63	11	111	25	53	0	78
普通退職	75	26	20	121	95	27	29	151
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	2	1	4	1	2	0	3
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	3	3	3	9	3	4	1	8
計	180	202	66	448	201	175	55	431

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること(定年退職を除く。)を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

### (4) 部門別の職員数の状況（平成26年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)、鳥取県病院局企業職員定数条例(平成18年鳥取県条例第13号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

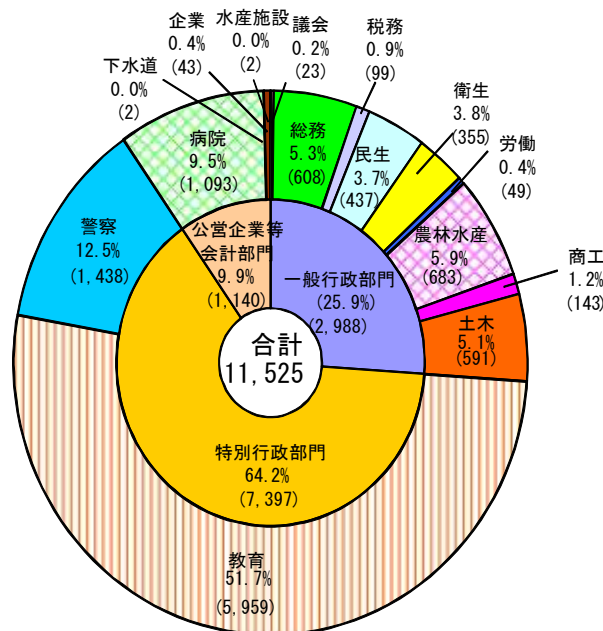
区 分	部 門	職 員 数				
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
一般行政部門	議 会	23人(△2)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)
	総 務	599人(△14)	621人( 22)	624人( 3)	604人(△20)	608人( 4)
	税 務	103人(△4)	101人(△2)	100人(△1)	100人( 0)	99人(△1)
	民 生	444人(△1)	443人(△1)	434人(△9)	431人(△3)	437人( 6)

	衛生労働	362人(△7)	364人( 2)	356人(△8)	360人( 4)	355人(△5)
	農林水産	757人(△2)	751人(△6)	726人(△25)	713人(△13)	683人(△30)
	商工	142人( 11)	137人(△5)	146人( 9)	142人(△4)	143人( 1)
	土木	580人(△12)	578人(△2)	590人( 12)	596人( 6)	591人(△5)
	計	3,058人(△33)	3,066人( 8)	3,046人(△20)	3,017人(△29)	2,988人(△29)
特別行政部門	警察	6,000人(△51)	5,963人(△37)	5,989人( 26)	5,981人(△8)	5,959人(△22)
	計	1,422人(△3)	1,438人( 16)	1,439人( 1)	1,444人( 5)	1,438人(△6)
	計	7,422人(△54)	7,401人(△21)	7,428人( 27)	7,425人(△3)	7,397人(△28)
普通会計計		10,480人(△87)	10,467人(△13)	10,474人( 7)	10,442人(△32)	10,385人(△57)
公営企業等 会計部門	病院	954人( 62)	985人( 31)	1,037人( 52)	1,074人( 37)	1,093人( 19)
	下水道	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	企業	47人(△4)	45人(△2)	44人(△1)	44人( 0)	43人(△1)
	水産施設	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	計	1,005人( 58)	1,034人( 29)	1,085人( 51)	1,122人( 37)	1,140人( 18)
合計 [条例定数]		11,485人(△29)	11,501人( 16)	11,559人( 58)	11,564人( 5)	11,525人(△39)
		[12,012人]	[12,012人]	[12,110人]	[12,105人]	[12,136人]

(注) 1 ( )は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

### 平成26年 部門別職員割合



### (5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成26年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	
	総務	4	守衛業務の外部委託による減、業務システム再構築業務による増等
	税務	△1	税目毎に県税事務所間で集約、効率化したことによる減等
	民生	6	全国障がい者芸術・文化祭開催業務による増等
	衛生	△5	山陰海岸国立公園指定50周年記念事業終了による減、医薬品製造業許可等業務による増等
	労働	1	雇用創出基金事業による増
	農林水産	△30	全国植樹祭の終了による減、高度衛生化市場整備による増等
商工	1	エコツーリズム国際大会終了による減、アンテナショップの整備業務による増等	
	△5	全国都市緑化フェアの終了による減、県版国土強靱化地域計画策定業務による増等	
	計	△29	
特別行政部門	警察	△22	高校教育改革に伴う学級数の減による減、近畿高総文化祭準備業務による増等
	計	△28	欠員の不補充による減
普通会計計		△57	
公営企業等 会計部門	病院	19	病院建て替えに向けた体制整備による医師、看護師、事務職員の増、診療機能充実による診療放射線技師の増
	下水道	0	
	企業	△1	育児休業取得による減
	水産施設	0	
	計	18	
合計		△39	

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、平成 20 年 10 月に鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を策定し、スリムで効率的な県庁を目指して取り組んだ結果、一般行政部門等において、205 人の定数削減を行いました。（平成 19 年度～平成 23 年度（当初））

さらに、厳しい状況が続く県財政を踏まえて、将来に向けて持続可能な体制とするためには、全国最小レベルの職員数を堅持することが必要であることから、平成 24 年 2 月に「新たな定数管理の方針」を策定し、無理・ムダのない簡素で機能的な組織の構築、業務の効率化や行政課題の変化に対応したスクラップアンドビルドによる人員配置の最適化を目指した取組を推進しています。

ア 新たな定数管理の方針の基本フレーム

取組期間	平成23年度から平成27年度（当初）まで
対象範囲	一般行政部門等（学校の教職員、警察、病院局を除く。）
削減数	△3%以上（△100人以上）

イ 年次別定数削減状況（実績）の概要（各年 4 月 1 日現在）

区 分		23年	24年 （1年目）	25年 （2年目）	26年 （3年目）	27年 （4年目）	24年～27年 計	（参考） 数値目標
一般行政部門等	職員数	3,310人	3,280人	3,248人	3,221人		-	3,210人
	増減	-	△30人	△32人	△27人		△89人(89.0%)	△100人

（注）1 「一般行政部門等」には、知事部局の他、県議会事務局、行政委員会、企業局を含みます。

2 職員数は、予算定数を示しています。

3 （ ）内の数値は、定数削減の見通しに対する進捗よく率を示しています。

4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの定数増減数の累計を示しています。

(7) 職員数の推移

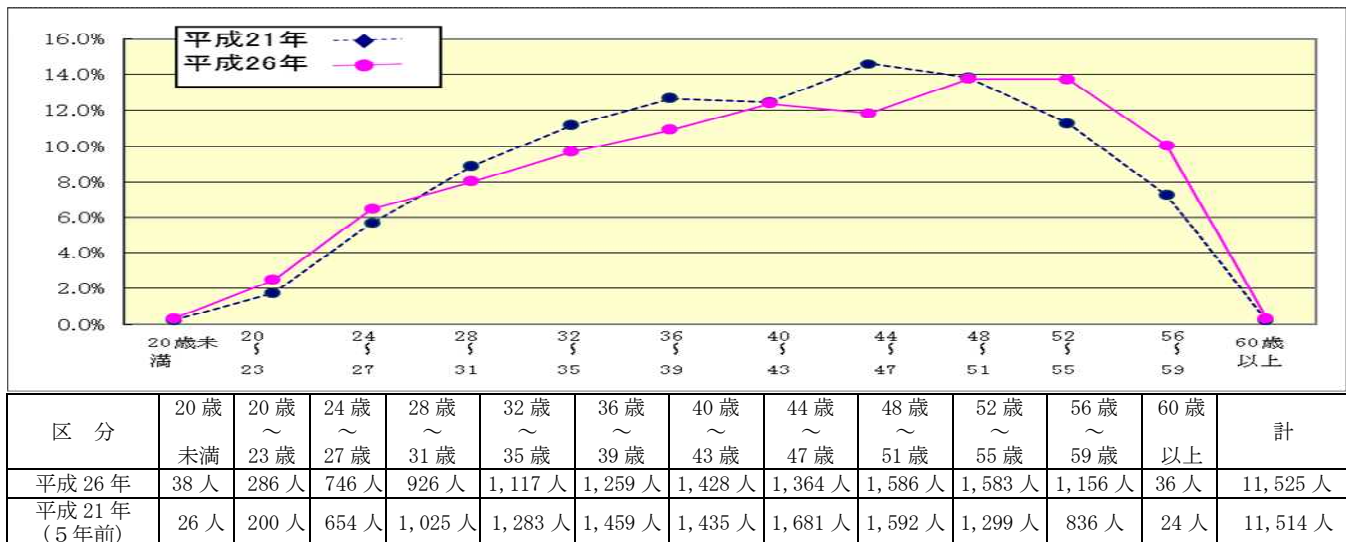
部門別	年度							過去 5 年間の増減数（率）
	21年	22年	23年	24年	25年	26年		
一 般 行 政	3,091人	3,058人	3,066人	3,046人	3,017人	2,988人	△103人（△ 3.3%）	
教 育	6,051人	6,000人	5,963人	5,989人	5,981人	5,959人	△92人（△ 1.5%）	
警 察	1,425人	1,422人	1,438人	1,439人	1,444人	1,438人	13人（ 0.9%）	
普 通 会 計 計	10,567人	10,480人	10,467人	10,474人	10,442人	10,385人	△182人（△ 1.7%）	
公営企業等会計計	947人	1,005人	1,034人	1,085人	1,122人	1,140人	193人（ 20.4%）	
総合計	11,514人	11,485人	11,501人	11,559人	11,564人	11,525人	11人（ 0.1%）	

(8) 職級別の職員数の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区分		平成26年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部 長 級	19	2	10.5%	21	2	9.5%
	次 長 級	76	8	10.5%	77	9	11.7%
	課 長 級	448	57	12.7%	433	52	12.0%
	課長補佐級	840	189	22.5%	843	188	22.3%
	係 長 級	1,181	440	37.3%	1,141	427	37.4%
	一般職員等	2,538	1,402	55.2%	2,592	1,408	54.3%
	計	5,102	2,098	41.1%	5,107	2,086	40.8%
教 員	校 長	221	38	17.2%	224	36	16.1%
	教 頭	262	62	23.7%	265	64	24.2%
	教 諭	4,620	2,408	52.1%	4,643	2,410	51.9%
	助教諭等	104	28	26.9%	103	27	26.2%
	計	5,207	2,536	48.7%	5,235	2,537	48.5%
警 察 官	警 視	61	0	0.0%	63	0	0.0%
	警 部	125	1	0.8%	126	1	0.8%
	警 部 補	310	9	2.9%	308	8	2.6%
	巡 査 部 長	320	30	9.4%	315	26	8.3%
	巡 査 等	400	48	12.0%	410	50	12.2%
	計	1,216	88	7.2%	1,222	85	7.0%
合計	11,525	4,722	41.0%	11,564	4,708	40.7%	

(9) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(10) 障がい者の雇用の状況（平成26年6月1日現在）

区分	平成26年				平成25年					
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率		
知事部局等	3,206.0人	85.0人	61人	2.65%	2.3%	3,219.0人	77.0人	59人	2.39%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			1人					1人		
聴覚・平衡機能障がい			5人					6人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			26人					25人		
内部障がい			17人					16人		
知的障がい			10人					11人		
精神障がい			2人					-		
教育委員会	4,374.0人	111.0人	82人	2.54%	2.2%	4,392.5人	80.5人	67人	1.83%	2.2%
身体障がい										
視覚障がい			10人					9人		
聴覚・平衡機能障がい			8人					6人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			21人					18人		
内部障がい			15人					13人		
知的障がい			20人					17人		
精神障がい			8人					4人		
警察本部	305.0人	8.0人	4人	2.62%	2.3%	302.0人	6.0人	3人	1.99%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			-					-		
内部障がい			3人					2人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			-					-		
病院局	576.0人	14.0人	10人	2.43%	2.3%	558.0人	14.5人	11人	2.60%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			2人					3人		
内部障がい			5人					5人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			2人					2人		

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。  
 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。  
 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。

- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成25年度				
		平成25年度の退職者数	左のうち再就職した者	再就職先		
				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	86人	31人	3人	13人	15人
	うち管理職	32人	17人	2人	3人	12人
企業局	総 数	1人	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
病院局	総 数	64人	33人	18人	—	15人
	うち管理職	5人	5人	3人	—	2人
教育委員会	総 数	211人	43人	—	37人	6人
	うち管理職	61人	15人	—	10人	5人
警察本部	総 数	73人	36人	5人	17人	14人
	うち管理職	14人	12人	3人	1人	8人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

- (注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。  
 2 「左のうち再就職した者」は、平成26年6月1日時点で届出があつた者の計です。  
 3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。  
 4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成25年度に行つた主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	平成26年4月1日
高齢層管理職の給与抑制措置	・ 55歳を超える行政職6級相当（課長級）以上の職員（医療職(1)の給料表が適用される職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たって、その月額額の1.5%に相当する額を減額	平成26年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給区分・月額の見直し	平成26年4月1日
災害派遣手当の支給対象拡大	・ 災害派遣手当の支給対象に、復興計画の作成等のため本県の区域に派遣された関係行政機関等の職員を追加	平成25年12月20日
特殊勤務手当の見直し	・ 困難折衝等業務手当の支給対象業務に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者からの相談等の業務を追加	平成26年1月3日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	・ 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ・ 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ）	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・ 旅行手当の廃止	平成20年4月1日